平成29年度 第2回福崎町地域公共交通活性化協議会会議次第

日 時 平成29年9月14日(木)14:00~

場 所 福崎町役場2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 説明事項
 - (1) 地域公共交通網形成計画及び地域連携サポートプラン進捗状況について
 - (2) 福崎町の交通をとりまく現状について
 - (3) 各種アンケートの報告について(4種類)
 - (4) 地域公共交通活性化協議会委員の皆様からのご意見について
 - (5) バス路線の路線評価について

4 閉 会

【配布資料】

- 会議次第
- ・ 座席位置表及び委員名簿
- ・資料1 公共交通網形成計画及び地域連携サポートプラン進捗状況について
- ・資料2 福崎町の交通をとりまく現状について
- ・資料3 サルビア号利用者アンケート結果について
- ・資料4 移動に関するアンケート調査(ミニデイ参加者)結果について
- ・資料 5 福崎駅利用者アンケート調査結果について
- ・資料6 高速バス利用者アンケート調査結果について
- ・資料7 地域公共交通活性化協議会委員の皆様からのご意見について
- ・資料8 バス路線の路線評価について

座 席 位 置 表(大会議室)

近畿地方整備局姫路河川 国道事務所 中山 道路管 〇 理第二課長 兵庫県県土整備部 局 ○ 尾﨑 副町長 交通政策課 正垣 副課長 兵庫県 中播磨県民セン ター 古川 企画調整担当 〇 ○ 福崎町 村上技監 所長補佐 〇 福崎町議会 小林 議員 福崎警察署 交通課 局 横田 課長 〇 福崎町議会 三輪 議員 JR西日本福崎駅 植村 副駅長 兵庫県タクシー協会 〇 福崎町区長会 黒田 副会長 依藤 西播支部副支部長 (神崎交通株式会社) 0 0 神姫バス株式会社 兵庫県バス協会 神姫バス労働組合 福崎町老人クラブ連合会 魚谷 所長 中澤理事 濵田 執行委員 藤岡 会長

神戸運輸監理部総務

受 付

福崎町地域公共交通活性化協議会委員名簿 (順不同)

(任 期 平成 28 年 12 月16 日~平成 30 年 3 月 31 日)

■委員 (敬称略)

_	<u> </u>			
	区 分	役 職 等	氏 名	備考
1	学識経験者	兵庫県立大学名誉教授	松本 滋	学識経験者
2	各種団体	福崎町区長会副会長	黒田 義孝	利用者代表
3		福崎町老人クラブ連合会長	藤岡修	利用者代表
4		福崎町商工会長	谷口 守男	その他(地元企業)
5		JR西日本福崎駅 副駅長	植村 貢	公共交通事業者
6		神姫バス株式会社 姫路営業所長	魚谷 観	公共交通事業者
7	運送事業者• 組織団体等	公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事	中澤 秀明	公共交通事業者
8		社団法人 兵庫県タクシー協会 西播支部副支部長(神崎交通株式会社)	依藤 義光	一般旅客運送事業者
9		神姫バス労働組合 執行委員	濵田 崇広	事業者の運転者が組織 する団体
10	地方運輸局	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 輸送部門首席運輸企画専門官	吉本 道明	地方運輸局
11	兵庫県	中播磨県民センター姫路土木事務所 企画調整担当所長補佐	古川仁	道路管理者(県)
12	警察関係	福崎警察署 交通課長	横田成生	公安委員会
13	福崎町議会	福崎町議会議員 (民生まちづくり常任委員会)	小 林 博	住民代表
14		福崎町議会議員 (総務文教常任委員会)	三輪 一朝	住民代表
15	ha lak me	副町長	尾﨑 吉晴	市町
16	福崎町	技監	村上修	道路管理者(町)

■オブザーバー

	区分	役 職	氏 名	備考
1	玉	近畿地方整備局姫路河川国道事務所 道路管理第二課長	中山 実	
2	兵庫県	兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課 副課長	正垣あおい	

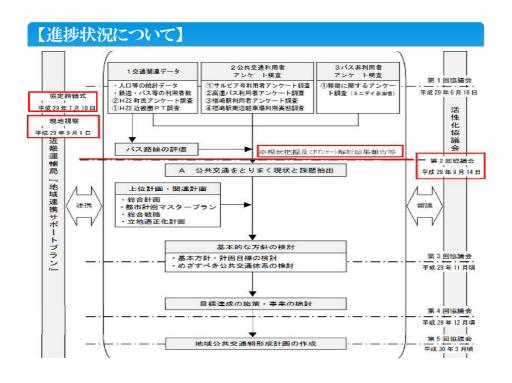
	国	近畿運輸局交通政策部交通企画課 係長	若 井 公 行	
--	---	-----------------------	---------	--

(資料1)

【説明事項(1)】

地域公共交通網形成計画及び地域連携サポートプラン進捗状況について

平成29年9月14日(木) 福崎町まちづくり課 平成29年度 第2回地域公共交通活性化協議会資料



○福崎町地域公共交通網形成計画について

(現在までに取り組んだ主な項目)

- * 1. 現状の把握資料の作成・・・・資料2により説明
- * 2. 各アンケート調査の実施・・・・資料3~6により説明
- * 3. 各委員様からのご提案の整理・・・・資料7により説明
- * 4. 各バス路線の路線評価・・・・資料8により説明



☆第2回地域公共交通活性化協議会で説明した後、課題など をもとに各施策や公共交通網形成計画を検討する。

○地域連携サポートプランについて

(現在までに取り組んだ主な項目)

1. 協定締結式 · · · · 平成29年7月10日(月)



H29.7.11神戸新聞・読売新聞に掲載

* 2. 現地視察及び協議・・・・平成29年9月1日(金) ※町内全域視察(午前中:川西地区 午後:川東地区)



☆今後、施策にかかる提案がなされる予定となっております。

○近畿運輸局様からの情報提供(H29.9.1打合せ資料抜粋)

【市町村運営有償運送の登録に関する処理方針等の改正 について:平成29年8月31日一部改正】

(背景)

- ・自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保等、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を行うことが必要
- →「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針」及び「自家用有償 旅客運送者が利用者から教授する対価の取扱い」の一部改正実施 (概要)
- (1) 市町村運営有償運送の登録に関する処理方針の一部改正
 - ア. 持込み車両の使用が認められていないところ、運行委託を行っている企業等 やボランティア個人からの持込み車両の使用を可能とする。
 - イ、基軸となる路線を設定せずにデマンド運行を行うことを可能とする。
- (2) 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いの一部改正
 - ア. 市町村が運送の区域を定めて行う交通空白輸送について、現在は対価の定めが無いため、NPO等が主体となる場合と同様の基準(一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃の1/2を目安とする)を設ける。

近畿運輸局様からの提供資料のご説明 近畿運輸局 交通政策部交通企画課 係長 若井公行様より

- I. 自家用有償旅客運送について
- 1. 自家用有償旅客運送の概要
 - 〇「自家用有償旅客運送」とは、バス、タクシー等が運行されていない過疎地域 等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣 の登録を受けた市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する仕組み。

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業 (バス、タクシー事業) の許可が必要です。

しかしながら、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合があります。

このような場合においては、生活交通の確保等の観点から、市町村バスやNP O法人等による自家用自動車を用いた有償運送を認める「自家用有償旅客運送の 登録制度」が活用できるよう、平成18年に法律上明確に位置づけられました。

(法第78条第2号)

6



図 1-1 自家用有償旅客運送とバス・タクシー事業の関係

〇自家用有償旅客運送の実施にあたっては、運営協議会(市町村運営有償運送の 場合は地域公共交通会議)において合意が調った上で、国土交通大臣の登録を 受ける必要がある。

〇国土交通大臣は、輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導・監督を実施。

自家用有價旅客運送を実施する場合は、地方運輸局等、地域住民、交通事業者などで構成する「運営協議会」(または「地域公共交通会議」)において、実施に対する合意が調った上で、国土交通大臣の登録を受ける必要があります。

運営協議会 (道路運送法第79条の4)

【主宰者】 市町村(都道府県も可) 【構成員】 地方運輸局(又は運輸支局)、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者 等

【協議事項】 ①自家用有償旅客運送の必要性 ②運送の区域 ③旅客から収受する対価

合 意

国土交通大臣の登録(道路逐送法第79条) 📥 権限の委任により、都道府県ごと(北海道は7ヶ所)の運輸支局長が実施

【登録要件】 ①バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため 必要であることにつき、地域の関係者が合意していること。

②運行管理体制、運転者、整備管理体制、事故発生時の連絡体制等、必要な安全体制を確保

【有効期間】 2年(重大事故を起こしていない場合等は3年) 一協議会の合意に基づき、更新の登録が必要

国土交通大臣による輸送の安全確保等の指導・監督 (道路運送法第79条の9 等) 📥 運輸支局長が実施

- O 運行管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について、指導・監督
- 〇 必要に応じ、監査等により確認。さらに、是正命令や登録の取消等の処分を実施

図 I-2 自家用旅客有償運送の概要

8

2. 自家用有償旅客運送の種別

法第78条第2号の自家用有償旅客運送には次の種別があります。

表 I-1 自家用有償旅客運送の種別

種別		概要		
市町村 交通空白		市町村内の交通空白地において、市町村自らが当該市町村内の住		
運営	輸送	民等の運送を行うもの		
有償運送	市町村	当該市町村の住民等のうち、他人の介助によらず移動することが		
	福祉輸送	困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通		
		機関を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会		
		員登録を行った者等に対して、市町村自らが行う、原則としてド		
		ア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの		
公共交通空	白地	NPO法人等が交通空白地において、当該地域の住民やその親族		
有償運送		等の会員等に対して運送を行うもの		
福祉有償運	送	NPO法人等が、他人の介助によらず移動することが困難である		
		と認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用		
		することが困難な身体障害者等の会員に対して、乗車定員 11 人		
		未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸		
		送を行うもの		

9

〇市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について (新旧) ※下線部が変更・追記箇所

i e

平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第40号)が平成18年10月1日から施行される こととなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確 保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、 地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有 債旅客運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の 利便の確保を図ること等を目的とするものである。 本目的を踏まえ、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針を

本目的を踏まえ、市町村運営有償運送の登録に関する処理力針を 別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局におい では、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、本通蓮の発出に伴い、「身体障害者等の輸送に係る自家用

なお、本通達の発出に伴い、「身体障害者等の輸送に係る自家用自動車による有償運送の取扱いについて」(平成9年7月11日付け事務連絡)、「地域協議会への参画に当た9間窓すべき点について」(平成13年9月26日付け国自旅第91号)、「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」(平成13年9月27日付け国自旅第86号)及び「「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」の細部取扱いについて」(平成13年9月27日付け国自旅第88号)は廃止し、今後市町村が自らバスの運行を行う場合等の取扱いについては本処理方針によるものとする。

市町村運営有償運送の申請に対する処理方針 以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 市町村運営有償運送について

平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第40号)が平成18年10月1日から施行される こととなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確 保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、 地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たし た市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有 債旅客運送を可能とする登録制度を創設し、一線送の安全及び旅客の 科便の確保を図ること等を目的とするものである。 本目的を踏まえ、市町村運営有償運送の登録に関する処理力針を

本目的を踏まえ、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針を 別添のとおり定めたので、各地方運輸局及が神総総合事務局におい では、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、本通達の発出に伴い、「身体障害者等の輸送に係る自家用 自動車による有償運送の取扱いについて」(平成9年7月11日付 け事務連絡)、「地域協議会への参画に当たり留窓すべき点につい て」(平成13年9月26日付け国自旅第91号)、「地域協議会 の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の 許可の取扱いについて」(平成13年9月27日付け国自旅第86 号)及び「「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らが、 スの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」の細部取扱いについて」(平成13年9月27日付け国自旅第88号)は廃止し、今 後市町村が自らバスの運行を行う場合等の取扱いについては本処理 方針によるものとする。

市町村運営有償運送の申請に対する処理方針 以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 市町村運営有償運送について 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」とい

10

区域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいず れかが運送の区域にあることを要するものとする。

「市町村福祉輸送」は、市町村の区域を運送の区域として 定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の 区域にあることを要するものとする。

- ⑥ 事務所の名称及び付置 市町村運営有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住
- 所を記載するものとする。 ⑦ 事務所ごとに配置する市町村運営有償運送の用に供する自家
- 用自動車の種類ごとの数

以下に示す輸送の態様の別ごとに、市町村が保有する自家 展 10-12-9 報送の影像の別として、加速可が終日。少年 用自動車及がボランディア個人やで英等からの時込み自動車 (市町村運営有償運送を実施する間、申請者が使用性原を有 するものに限る。)の別ごとに、それぞれ以下に掲げる自動 車の種類ごとの数(軽自動車がある場合には、その数を内数 として括弧書きで記載)を記載する。

- (イ) 交通空白輸送
- 交通空白輸送は、以下に掲げる自動車により行うものと
- ・ バス:乗車定員11人以上の自動車
- 普通自動車:乗車定員11人未満の自動車(リフト等移) 動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含 むものとする。)
- (口) 市町村福祉輸送
- 市町村福祉輸送は、乗車定員11人未満の自動車であっ て以下に掲げる自動車により行うものとする。
- 寝台車:車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備

- (ロ) 「市町村福祉輸送」<u>にあって</u>は、市町村の区域を運送 の区域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。
- ⑥ 事務所の名称及び位置

市町村運営有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住 所を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する市町村運営有償運送の用に供する自家 用自動車の種類ごとの数

以下に示す輸送の態様の別ごとに、それぞれ以下に掲げる 自動車の種類ごとの数(軽自動車がある場合には、その数を 内数として括弧書きで記載)を記載する。

(イ) 交通空白輸送

交通空白輸送は、以下に掲げる自動車により行うものと

- ・ バス:乗車定員11人以上の自動車
- ・ 普通自動車:乗車定員11人未満の自動車(リフト等移 動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含 むものとする。)
- (口) 市町村福祉輸送

市町村福祉輸送は、乗車定員11人未満の自動車であっ て以下に掲げる自動車により行うものとする。

・ 寝台車: 車内に寝台 (ストレッチャー) を固定する設備

これで説明を終了します。

ご清聴ありがとうございました。

通課 題解決

畿 福崎四 偷 G Cagin 「傾盯 G ❷ 同運輸局は町に対し、

福崎 町と国交省が協定

理輸局は10日、

福崎町と国土交通省近畿

ニティーバスの利用者を増

部の岡田研二部長が協定書

本省三町長と同省兵庫陸運

を交換。橋本町長は「公共

協定」を締結した。現状把 交通の課題解決を目指す 福崎駅前の活性化やコミュ 地域連携サポートプラン 地域の公共 県からそれぞれ1自治体を に始めた事業。近畿の各府 やす対策に知恵を絞る。 目安に選んで連携を図る。 同運輸局が2016年度 同町は、JR福崎駅周辺

りよい体制づくりを進めて

と話した。

(三宅晃貴)

充実した連携を通して、

交通はまちづくりの根幹。

握や意見交換を行い、

今秋には学識経験者を交え り、協定の対象に選ばれた。 は年数回の会合を開いて現 なまちづくりを目指してお てワークショップを開催 状把握と意見交換を実施。 齢化に対応するコンパクト す取り組みを進め、少子高 こうした活動を踏まえ、 協定の締結により、 解決策を検討する。 両者

を他の地域に応用していく 継続的に連携し、取り組み 内に解決策を盛り込んだ提 案書を交付。翌年度以降も ことも検討する。 この日の締結式では、

副崎町

年度

ティーバスの利用者を増や 索中。地域を巡るコミュニ 公共交通軸に活性策探る 福崎町・近畿運輸局 課題解決へ協定

兵庫陸運部長—福崎町役場

協定を締結した橋本省三町長(左)と岡田研

の整備を行い、活性化を模

運輸局は10日、 を目指す「地域連携サポー 軸にまちづくりの課題解決 トプラン協定」を結んだ。 福崎町と国土交通省近畿 公共交通を

る来場で、バスの利用は少 るが、大半は自家用車によ 原)を多くの観光客が訪れ

見物に、辻川山公園

ないという。また、町役場

どを結ぶ町内の巡回バスを ら、JR福崎駅や町役場な 町は1999年4月か

周辺に大型店が密集する

店が少なく、町内の商業施

方、JR福崎駅周辺には商

設の集積に偏りがある。

| る河童の「ガジロウ」像の| 運行。近年は池から登場す

協定書を交わした橋本町長(左) と岡田部長(福崎町役場で)

運輸局は有識者や町職員と

これらの課題に対し、

同

行って問題点を整理した上 の意見交換会や現地調査を

で、来年3月をめどに改善

策を提案する。

町役場で行われた締結式

らすことができる」と話し 体で検討することにより、 ちづくりを)公共交通と いさつ。同運輸局の岡田研 よい公共交通が確立される 活性化に大きな効果をもた ことを期待している」とあ 一・兵庫陸運部長は「(ま 橋本省三町長は「より

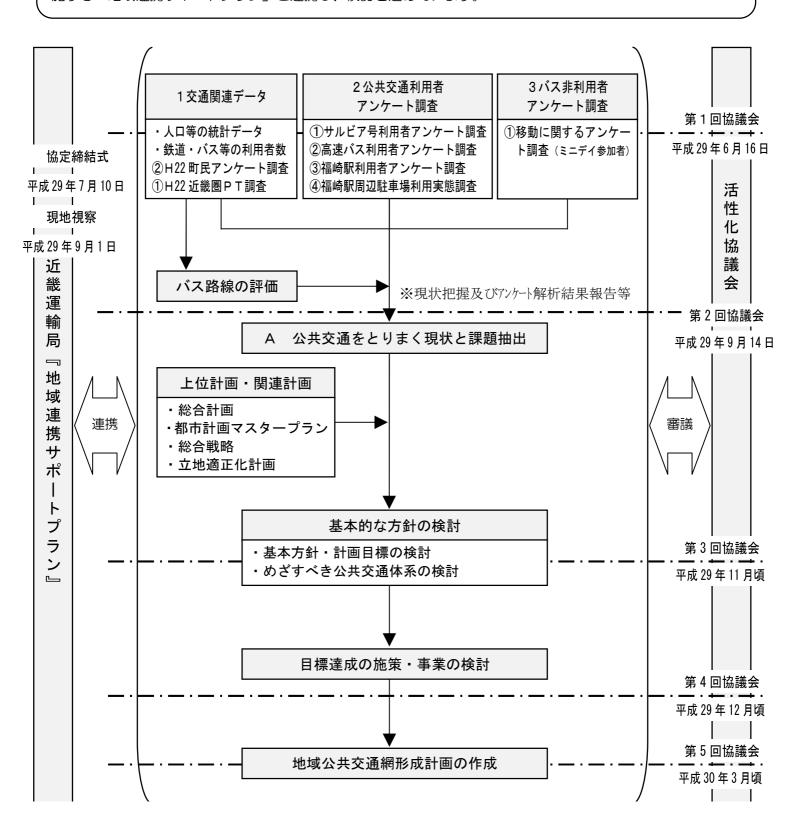
2017年7月11日(火) 読売新聞

計画策定までの検討フロー

福崎町地域公共交通網形成計画の策定に向けては、人口等の統計データや公共交通の利用状況などの交通関連データやアンケート調査結果などから現状と課題を抽出するとともに、上位計画・関連計画を受けて、網形成計画の基本的な方針を検討しています。

この基本的な方針で示す計画目標を達成するための施策・事業を検討した上で、これらの内容をとりまとめた福崎町地域公共交通網形成計画を策定しています。

なお、本計画は「福崎町公共交通活性化協議会」による審議を受けるとともに、国土交通省近畿運輸局が実施する「地域連携サポートプラン」と連携し、検討を進めています。



福崎町の交通をとりまく現状

平成 29 年 9 月 8 日

一 目 次 一

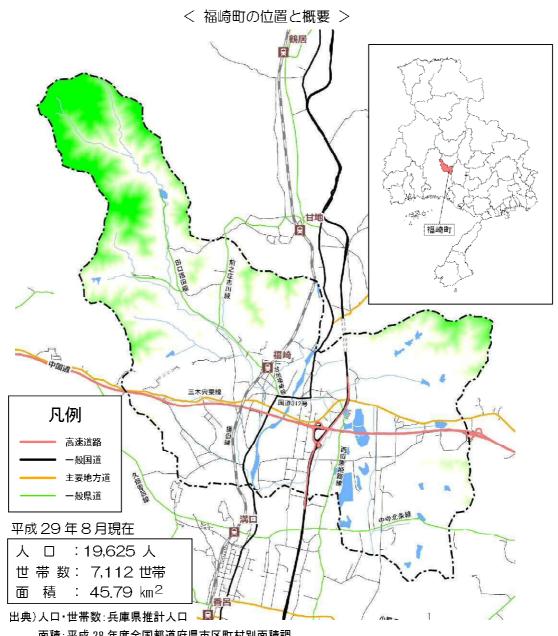
1. 福	崎町の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1)	位置·地勢······1
(2)	Д П · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(3)	経済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(4)	観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 福	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
(1)	鉄道の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(I)	
<u></u>	
(2)	路線バスの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(1)	
<u></u>	
(3)	コミュニティバスの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(1)	
<u>2</u>	
3	
(4)	バス交通への支援状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(5)	鉄道・バスによるカバー状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(6)	タクシーの 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(7)	高齢者等 の移動に対する福祉施策の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
(8)	- 道路交通の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
1	 自動車普通免許保有者数および自動車保有台数の推移30
2	
3	
4	
5	

3. 福	崎町における移動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(1)	外出率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(2)	福崎町関連の人の移動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
(3)	福崎町民の出発地または到着地・・・・・・・・・・・・・・・38
(4)	福崎町民の流動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	福崎町内外の流動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	福崎町内の流動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	福崎町民の移動時間帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
(6)	福崎町民の移動目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(7)	福崎町民の利用交通手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(8)	福崎町民の鉄道駅までの移動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	鉄道駅までの流動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
2	鉄道を利用する目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
3	鉄道駅までの主な移動手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

1. 福崎町の概況

(1) 位置·地勢

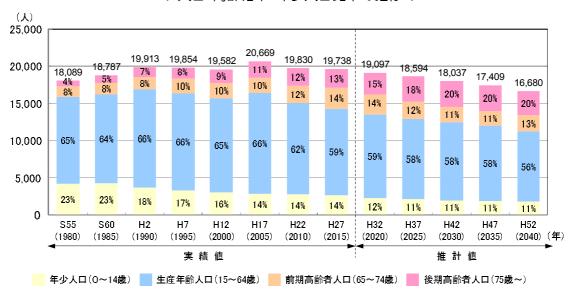
- ・福崎町は、兵庫県の中央部からやや南寄りに位置しており、周辺を緑の山々で囲まれた盆地 形状の町域となっている。
- ・町域は、東西約 10.1 km、南北約 11.5 km、総面積は 45.79 km²であり、北は市川町、南・ 西は姫路市、東は加西市に隣接している。
- ・道路では、町を縦横断する形で、東西交通では中国自動車道、南北交通では播但連絡道路が 整備されており、その交差点では「福崎インターチェンジ」があるなど、広域的な交通を担 っている。
- ・河川では、中央部に清流"市川"が流れており、流域に農地と市街地が広がっている。
- ・気候は、概ね瀬戸内海型に属し穏やかであるが、内陸型気候の影響もあり、沿岸地域と比較 して寒暖の差が大きくなっている。



(2) 人口

- ・福崎町の人口は、平成27年(2015年)国勢調査結果で、約2万人となっている。
- ・昭和55年(1980年)以降、増加傾向にあるが、平成17年(2005年)をピークに減少傾向となり、平成52年(2040年)には、約1万7千人に減少すると推計されている。
- ・平成27年(2015年)の65歳以上の人口は約27%を占め、高齢化が進んでいる。
- ・今後の人口減少に伴い、65歳までの人口割合は減少していくが、平成52年(2040年) には、65歳以上の人口が33%を占め、約3人に1人が65歳以上になると推計されている。

< 人口・高齢化率・年少人口比率の推移 >



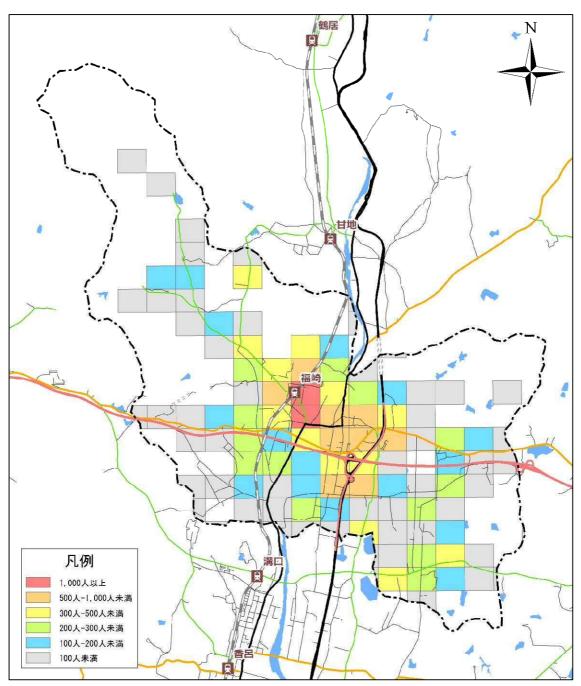
※) 年齢不詳人口は除く

出典) 平成 27 年(2015年)以前:国勢調査

平成 32 年(2020 年)以降:「日本の地域別将来推計人口」(平成 25(2013)年3月推計) 国立社会保障・人口問題研究所

- ・福崎町の可住地面積^{※1}は約21.17km²で、総面積の約46%となっている。
- ・福崎町の人口分布状況は、JR 福崎駅周辺や田原地区に集中している一方で、それ以外の地域では 100 人未満(500mメッシュ*2当たり)の低密な状況となっている。

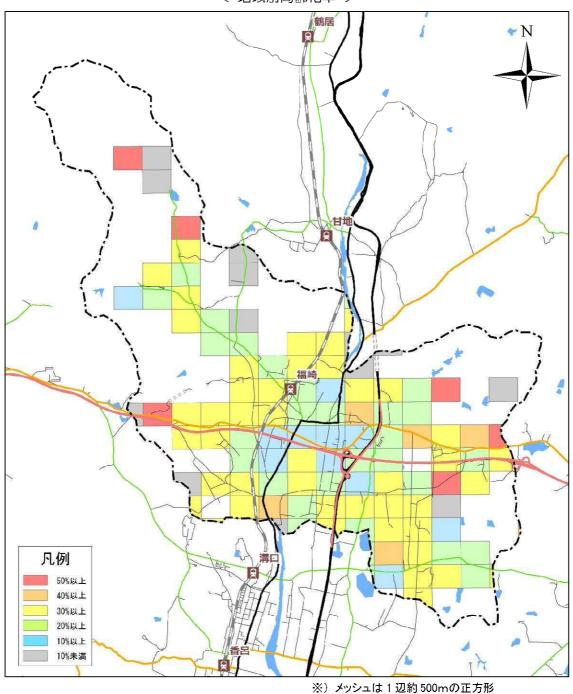
< 地域別人□ >



- ※1) 可住地面積は、平成25年(2014年)10月1日現在 総面積から林野面積と主要湖沼面積と差し引いて総 務省統計局が算出したもの。出典は兵庫県市区町別 主要統計指標(平成29年)
- ※2) メッシュは 1 辺約 500mの正方形
- 出典) 平成 27年(2015年)国勢調査地域メッシュ統計

・高齢化率は、福崎駅周辺や田原地区などの市街地は低くなっているものの、その他地区では 30%以上となっており、比較的高齢者の割合が高くなっている。

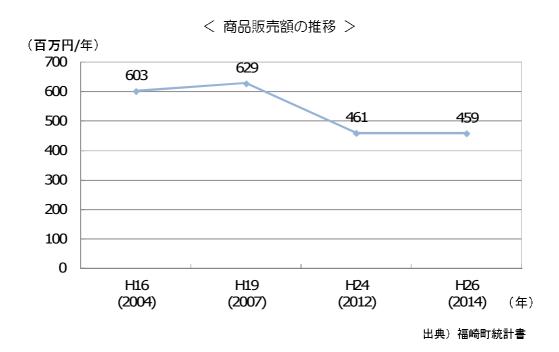
< 地域別高齢化率 >



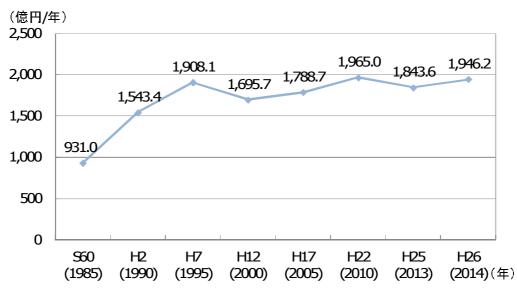
出典) 平成 27 年(2015 年)国勢調査地域メッシュ統計

(3) 経済

- ・福崎町の商品販売額は、平成 16年(2004年)から平成 19年(2007年)にかけては、 概ね 600億円/年以上の横ばいとなっていたが、以降は大きく減少しており、平成 26年 (2014年)では約 459億円/年となっている。
- ・製造品出荷額等は、景気に大きく影響され、一部減少している年もあるが、全体的に見ると増加傾向であり、平成7年以降は概ね1,800億円/年から2,000億円の間で推移している。



< 製造品出荷額等の推移 >

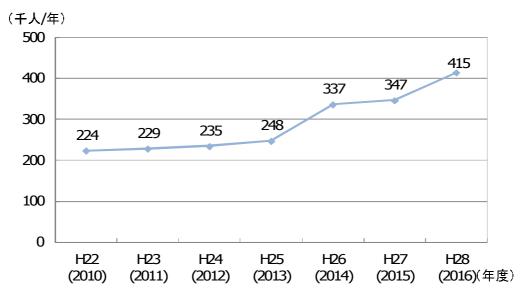


出典) 工業統計調査

(4) 観光

・福崎町内には、兵庫県指定文化財である柳田國男生家や大庄屋三木家住宅、国指定重要文化財の木造薬師如来坐像を有する神積寺などの歴史的な観光資源が数多くある。近年では、柳田國男の著書にあやかって設置した河童像(河童の河次郎と河太郎)などが脚光を浴び、観光客数の増加が見られるとともに、併せて実施している全国妖怪造形コンテストは海外からも注目を浴びており、最優秀作品の等身大モデルを設置することで相乗効果を発揮している。また、もち麦の健康効果が注目を浴び、もちむぎのやかたへの来館者も増加している状況も相まって平成26年(2014年)からは年間30万人/年以上の観光客入込数となっており、平成28年(2016年)では約40万人/年を突破している。

< 観光客の推移 >



出典)地域振興課所管データ

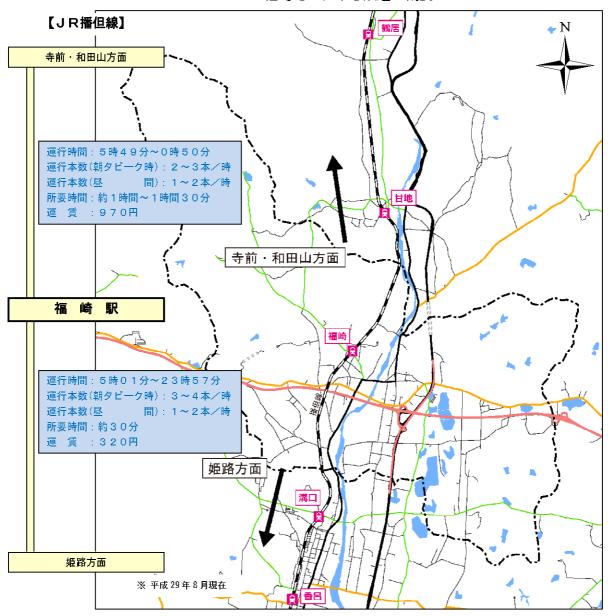
2. 福崎町における交通の現状

(1) 鉄道の現状

① 福崎町における鉄道の概要

- ・福崎町の鉄道は、町中心部を南北方向に走っている JR 播但線があり、姫路市と但馬地域を 結んでいる。
- ・市内には唯一の駅である福崎駅があり、朝夕のピーク時において、姫路方面には $3\sim4$ 本/時、寺前・和田山方面には $2\sim3$ 本/時の運行がある。
- ・運行時間は姫路方面では 5 時 01 分~23 時 57 分、寺前・和田山方面では 5 時 49 分~0 時 50 分まで運行しており、比較的長時間の利用が可能である。

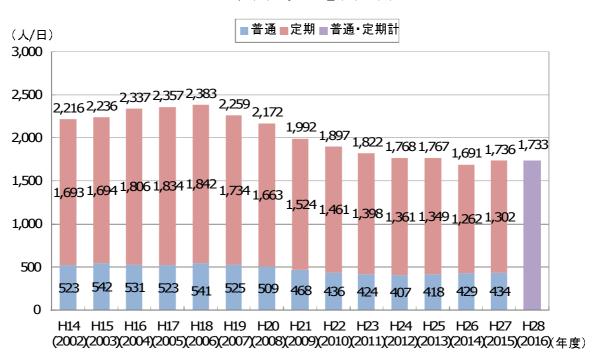
< 福崎町における鉄道の概要 >



② 鉄道乗車人員の推移

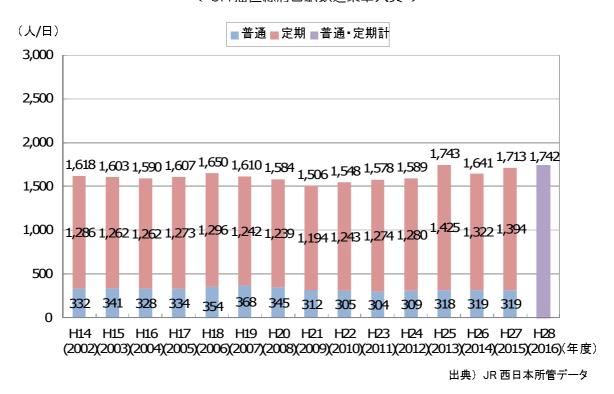
- ・JR 播但線福崎駅の 1 日あたりの乗車人員は、平成 14 年(2002 年)から平成 18 年(2006 年) にかけて増加傾向にあったが、以降は年々減少傾向にあり、平成 26 年(2014 年)では 1,691 人/日(乗降 3,382 人/日)まで減少したが、平成 27 年(2015 年)以降は下げ止まりを見せており、平成 28 年(2016 年)では 1,733 人/日(乗降 3,466 人/日)となっている。
- ・溝口駅では、平成 14 年(2002年)から平成 19 年(2007年)までは、約 1,600 人/日(乗降約 3,200人/日)で推移していたものの、以降は約 1,600人/日を割る状況が続いていたが、平成 25 年(2013年)では約 1,700人/日(乗降約 3,400人/日)を超え、平成 28 年(2016年)では 1,742人/日(乗降 3,484人/日)となっている。

< JR播但線福崎駅鉄道乗車人員 >



出典)JR 西日本所管データ

< JR播但線溝口駅鉄道乗車人員 >



< JR 播但線の変遷 >

・平成10年(1998年)3月:JR播但線の姫路駅-寺前駅間の電化・高速化

・平成12年(2000年)4月:近畿医療福祉大学が設立

・平成 28 年(2016 年) 3 月: J R 播但線の姫路駅-寺前駅間で I Cカード

(ICOCA) を導入

・平成28年(2016年)4月:福崎西部工業団地にてバス運行社会実験の実施

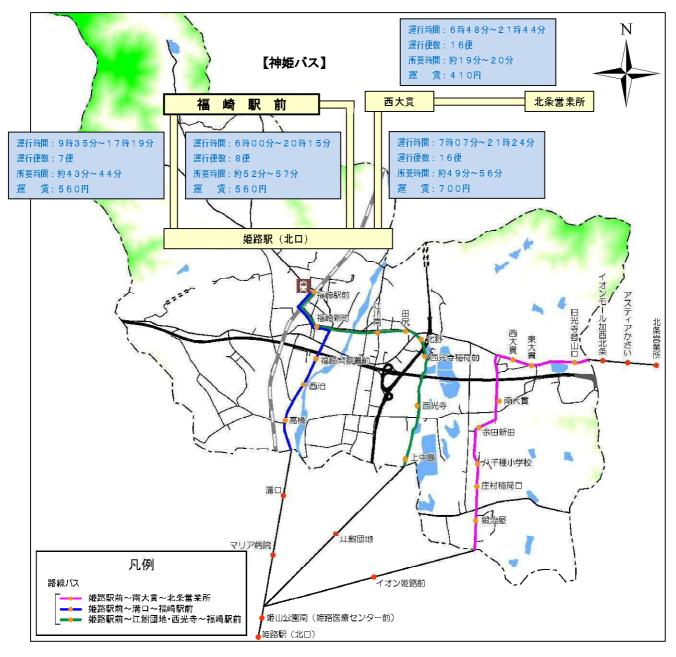
(1年間) ※ 平成29年3月末より休止

(2) 路線バスの現状

① 福崎町における路線バスの概要

- ・福崎町で運行されている路線バスは、「姫路駅~溝口~福崎駅前」「姫路駅~江鮒団地・西光 寺~福崎駅前」「姫路駅前~南大貫~北条営業所」の3系統となっている。
- ・旧姫路市や加西市との接続は良いものの、北部の市川町や神河町、西部の旧夢前町や旧安富町へのバス路線はない状況である。

< 福崎町における路線バスの概要 >



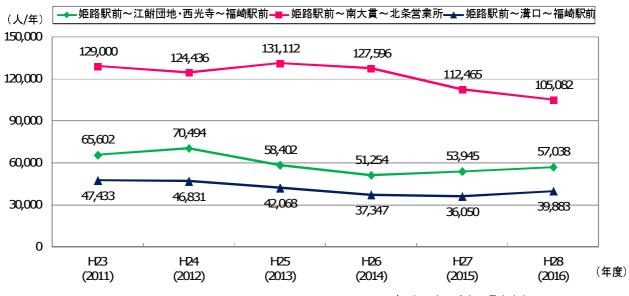
< 福崎町における路線バスの変遷 >

- ・平成20年(2008年) 7月:福崎〜瀬加系統の休止
- ・平成20年(2008年)10月:福崎~粟賀系統を4本から3本に減便
- ・平成22年(2010年)12月:福崎~栗賀系統の休止

② 路線バス乗車人員の推移

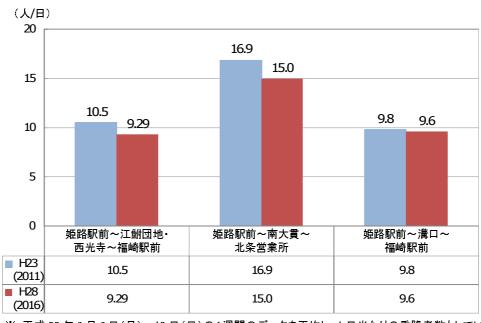
- ・福崎町で運行されている 3 系統全体(町外含む)の乗車人員は、「姫路駅前~南大貫~北条営業所」では減少傾向であり、平成 28 年(2016年)では約10万5千人となっている。
- ・「姫路駅前〜江鮒団地・西光寺〜福崎駅前」及び「姫路駅前〜溝口〜福崎駅前」では減少傾向にあったものの、平成28年(2016年)では前年から微増となっている。
- ・福崎町内路線バスの1日当たりの乗降者数の推移を見ると、5年間でほとんど変化がない。

< 路線バス乗車人員の推移 >

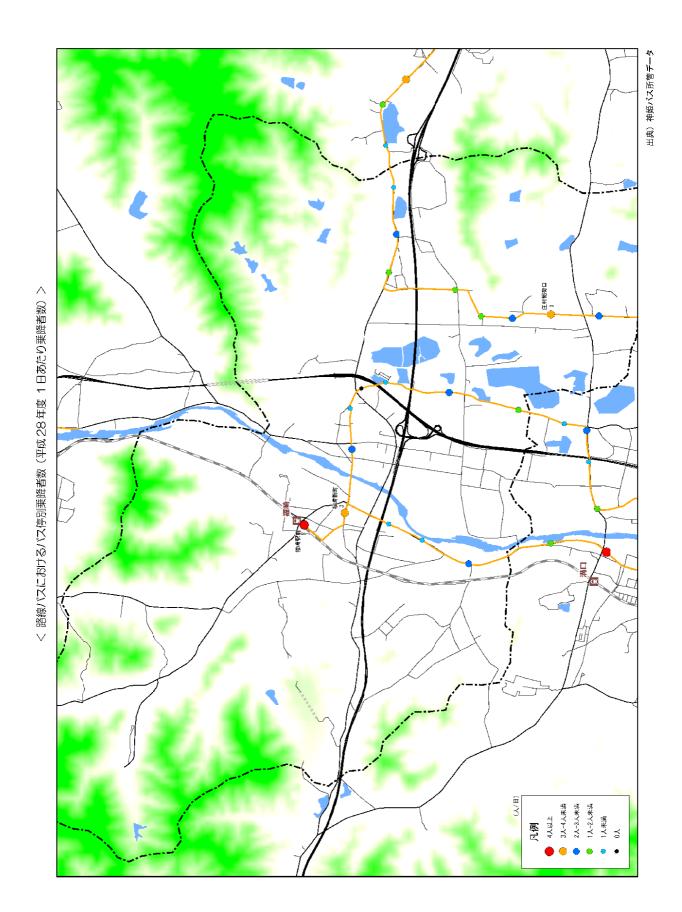


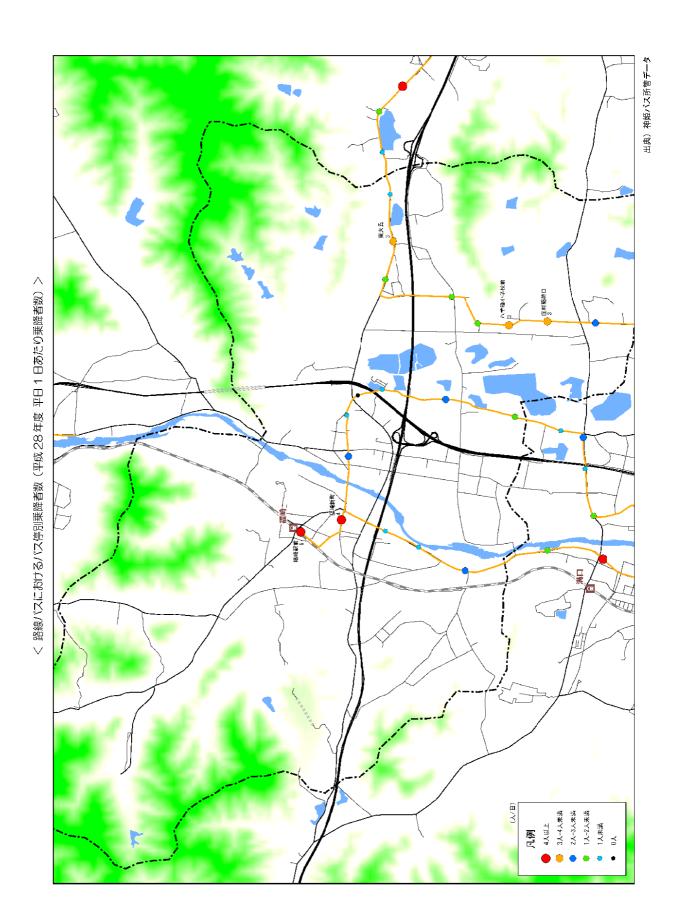
- ※1) 福崎町外の乗車人員を含む
- ※2) 各年度は前年 10 月~当年 9 月の期間を示す
- 出典)神姫バス所管データ

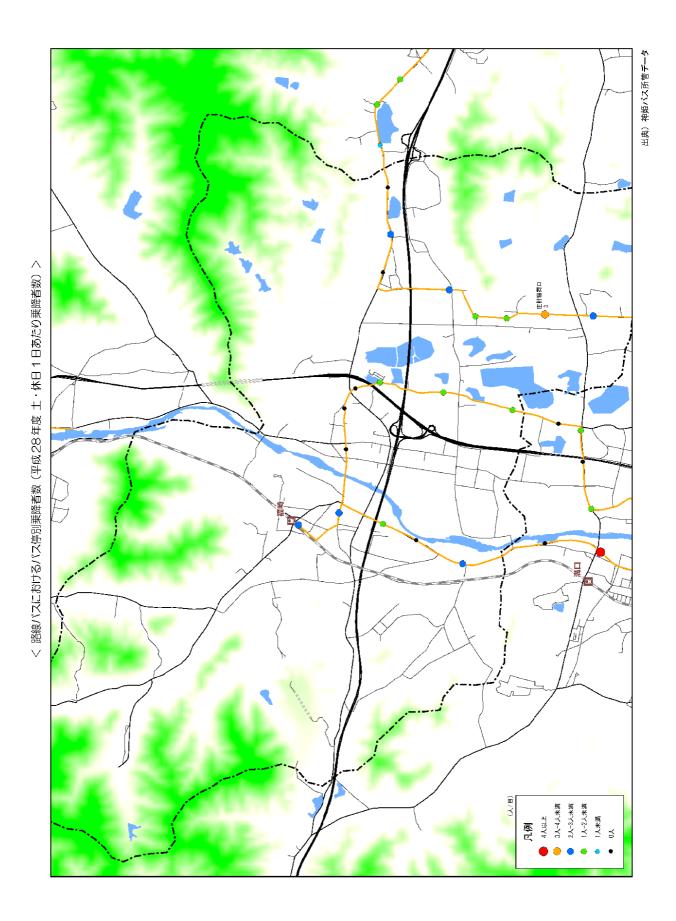
< 路線バス1日当たりの乗降者数の推移(福崎町内)>



※ 平成 28 年 6 月 6 日 (月)~12 日 (日)の1週間のデータを平均し、1 日当たりの乗降者数としている。



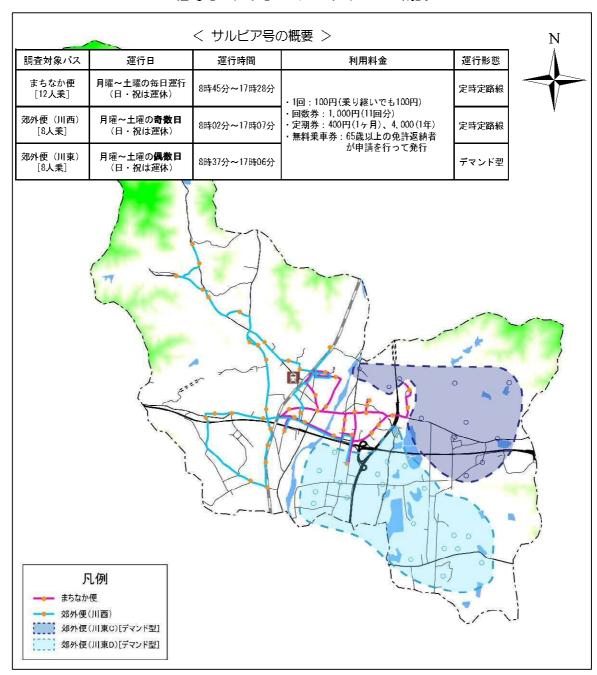




(3) コミュニティバスの現状

- ① 福崎町におけるコミュニティバスの概要
- ・福崎町ではコミュニティバスである「サルビア号」が運行されており、福崎町の中心部の主要施設を巡回する「まちなか便」及び、郊外の集落間などを巡回する「郊外便」で構成されている。「郊外便」では町を二分する市川の、主に西側を巡回する「川西」と東側を巡回する「川東」の2系統がある。
- ・「まちなか便」及び「郊外便(川西)」は定時定路線運行であるが、「郊外便(川東)」はデマンド型で運行されている。

< 福崎町におけるコミュニティバスの概要 >

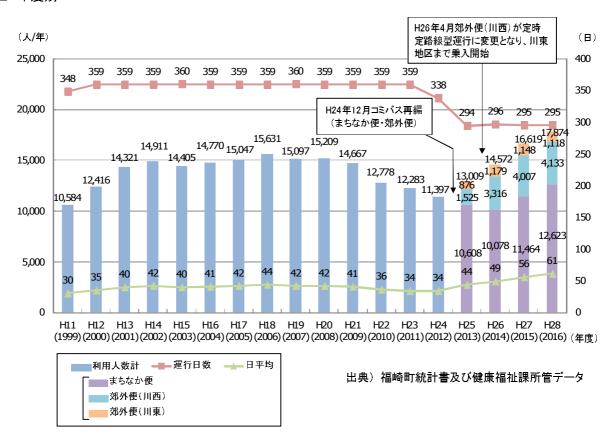


② コミュニティバス乗車人員の推移

- ・コミュニティバス乗車人員を年度別で見ると、利用人数は平成 18年(2006年)を境に平成 24年(2012年)にかけて減少傾向にあったものの、平成 24年(2012年)12月のコミュニティバス再編や平成 26年(2014年)の郊外便(川西)の定時定路線化への変更以降、運行日数は減少しているにも関わらず、利用者人数は増加傾向となっている。
- ・平成 26 年度から平成 28 年度の月別平均で見ると、夏~秋にかけては比較的利用者が安定しているものの、1 月や 2 月の冬期では利用者数が減少している。
- ・平成28年度の曜日別で見ると、金曜日や火曜日での利用が多くなっている。

< コミュニティバス乗車人員の推移 >

■ 年度別



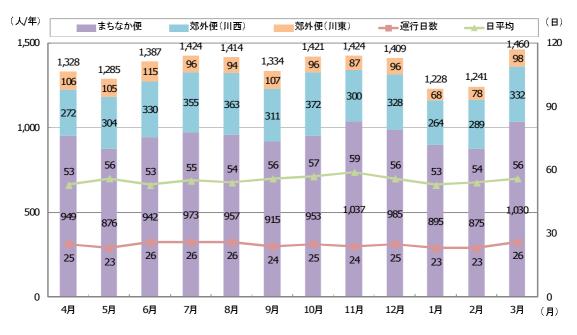
く コミュニティバス (サルビア号) の変遷 >

・平成 11 年(1999 年) 4月:サルビア号の運行開始

・平成24年(2012年)12月:コミュニティバス再編(有料化、郊外便デマンド化)

・平成26年(2014年) 4月:郊外便(川西)が定時定路線型に変更となり、川東地区まで乗り入れ開始

■ 平成 26 年度~28 年度月別平均



出典)福崎町統計書及び健康福祉課所管データ

■平成 28 年度曜日別



出典) 福崎町統計書及び健康福祉課所管データ

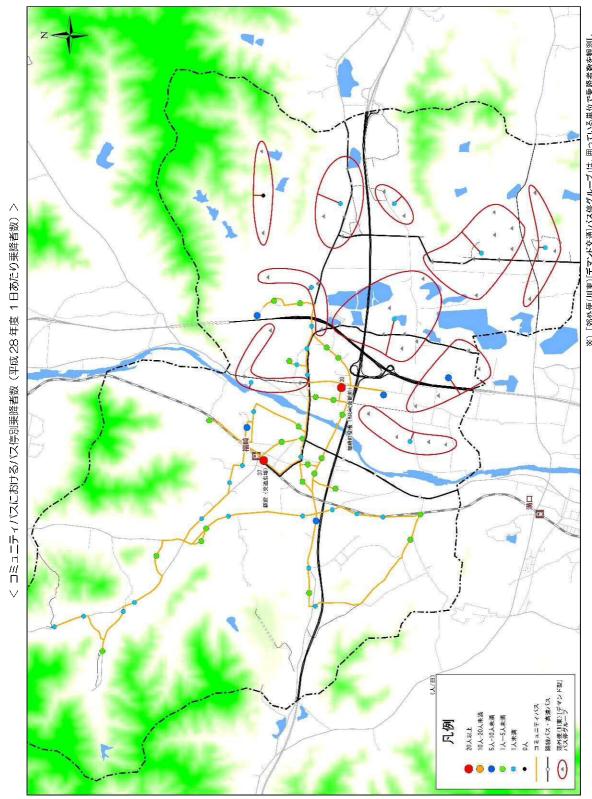
③ コミュニティバスにおけるバス停別乗降者数

- ・コミュニティバスの乗降者数をバス停別に整理すると、最も多いのが JR 播但線や神姫バスとの結節点となる駅前バス停となり、次いで役場やサルビア会館の近くにある福崎町役場バス停、文珠荘のある文珠荘バス停で乗降者が多くなっている。これら乗降者数の多いバス停においては、バス待ち環境の整備などにより、利便性の高いバス停としていく必要がある。
- ・一方で、利用者の多いアキタケ診療所や平野病院、第 1 デイサービスに近いバス停では、 乗降者数が少なくなっていることから、その他の交通手段で施設を利用していることが考 えられる。

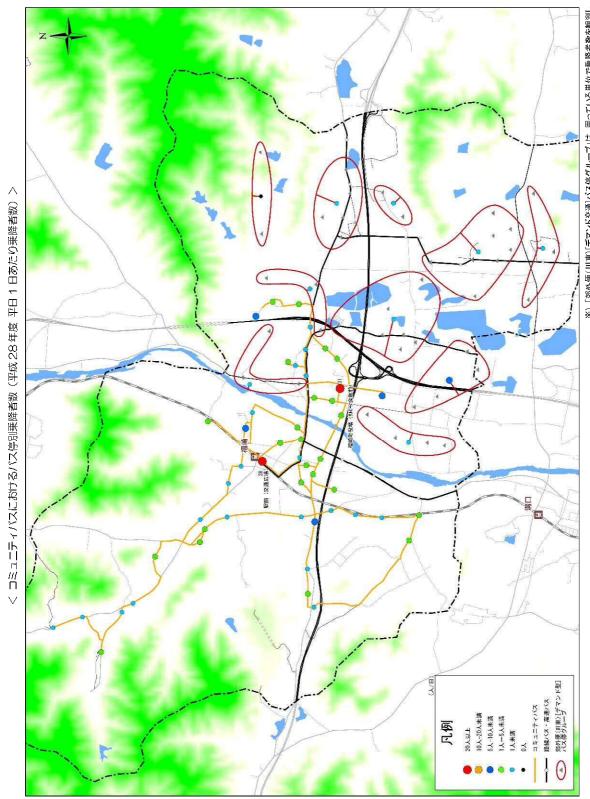
< コミュニティバスにおけるバス停別乗降者数(上位 20 件ほか)>

		/ 17(IC0017 W/	נכן בוזאי	米桝日奴(上世 20	01110/37 7
順位	系統	バス停名	乗降者数 (人/年)	主な周辺施設	結節駅・バス停
1	まちなか便・郊外便(川西)	駅前	9,844	JR福崎駅	JR播但線:福崎駅 神姫バス:福崎駅前
2	まちなか便・郊外便(川西) 郊外便(川東)	福崎町役場	5,949	福崎町役場 サルビア会館	_
3	まちなか便・郊外便(川東)	文珠荘	2,705	文珠荘	_
4	まちなか便・郊外便(川西)	文化センター	2,272	文化センター エルデホール	
5	まちなか便・郊外便(川西) 郊外便(川東)	吉田東	1,176	ミナミ整形外科・内科 ラ・ムー	
6	まちなか便	西野南	872	ボンマルシェ	_
7	郊外便(川西)	西治 (北ノ岡)	848	_	
8	郊外便(川東)	中島·上中島地区	822	姫路北病院 他	神姫バス:上中島
9	まちなか便	田尻南	662	ライフ	
10	まちなか便・郊外便(川西) 郊外便(川東)	図書館	581	福崎町立図書館	
11	まちなか便	もちむぎのやかた	574	もちむぎのやかた 柳田國男生家 他	_
12	まちなか便	出屋敷	567	_	
13	まちなか便	馬田	559	福崎駅前商店街	_
14	まちなか便・郊外便(川西) 郊外便(川東)	新町清水	557	しまむら JA神飾統括	—
15	まちなか便	田尻住宅	550	田尻団地	_
16	郊外便(川西)	山崎 (立石記念碑)	532	_	_
17	まちなか便	西野北	480	ツタヤ ファミリーマ <i>ー</i> ト	_
18	まちなか便・郊外便(川西) 郊外便(川東)	旬彩蔵	441	旬彩蔵	
19	まちなか便・郊外便(川西) 郊外便(川東)	福崎大橋東	434	フレッシュバザール (旧さとう)	
20	郊外便(川西)	板坂 (公民館)	419		
27	郊外便(川西)	新町西 (アキタケ外科南)	280	アキタケ診療所	_
35	まちなか便	辻川界隈南	139	平野病院	
56	郊外便(川西)	第1デイサービス センター	9	第1デイサービスセンター	erenemen eren ereneme vilk hille hil

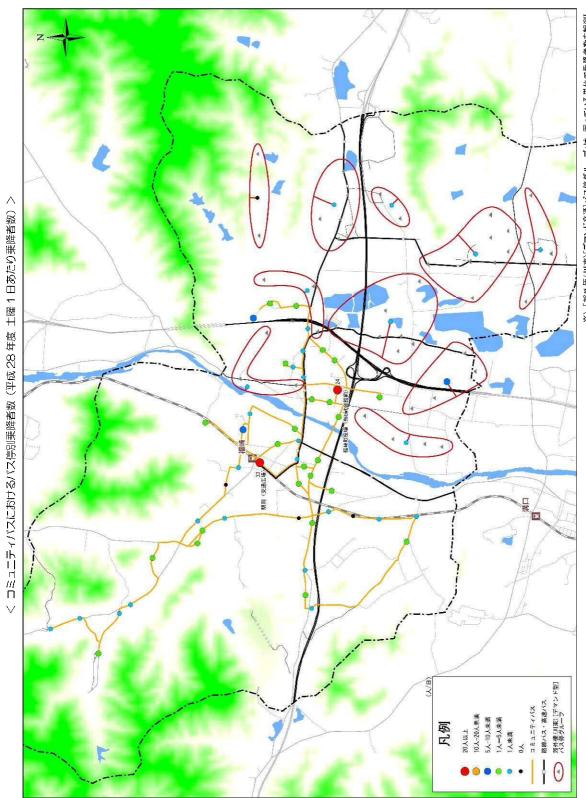
※) 平成 28 年度のバス停別乗降者数を集計 出典) 健康福祉課所管データ



※)「郊外便(川東)「デマンド交通」バス停グループ」は、囲っている単位で乗降者教を観測しており、グループ内の各々のバス停の乗降者数は同じである 出典)健康福祉課所管データ



※)「郊外便(川東)「デマンド交通」、ストグループ」は、囲っている単位で乗降者教を観測しており、グループ内の各々のバス停の乗降者数は同じである 出典)健康福祉課所管データ



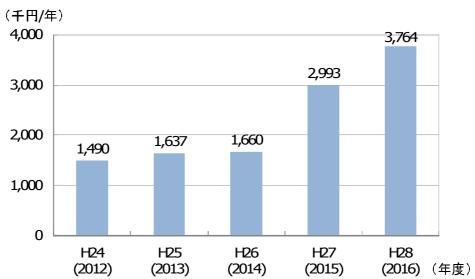
※)「郊外便(川東)「デマンド交通」バス停グループ」は、囲っている単位で乗降者数を観測しており、グルーブ内の各々のバス停の乗降者数は同じである 出典) 健康福祉課所管データ

(4) バス交通への支援状況

- ・路線バスへの行政からの支援状況としては、平成 24 年(2012年)より年々増加傾向となっており、平成 28 年(2016年)は平成 24 年(2012年)と比較して約 2.5 倍の補助を行っている。
- ・コミュニティバスへの行政からの支援状況としては、平成 26 年(2014年)より年々減少傾向にあり、平成 28 年(2016年)では、約1,693万円/年となっている。

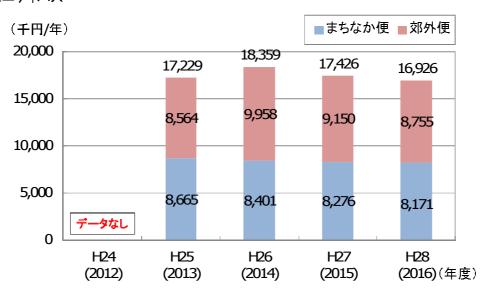
< バス関係補助状況 >

■ 路線バス



※)国・県・町の補助額合計を示す 出典)まちづくり課所管データ

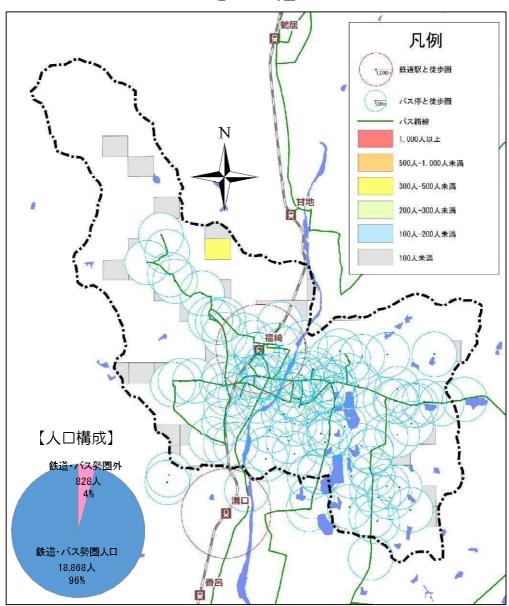
■ コミュニティバス



※)県・町の補助額合計を示す 出典)健康福祉課所管データ

(5) 鉄道・バスによるカバー状況

・鉄道・バスのサービス人口としては約 96%となっており、きめ細やかなバス停の配置等により、ほぼ全ての町民をカバーすることができている。

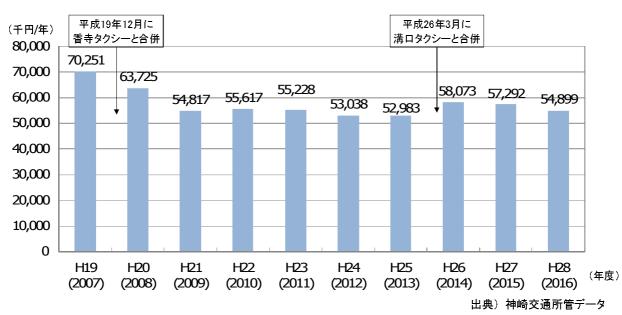


< 鉄道・バス勢圏図 >

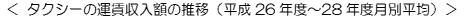
出典) 2015年(平成27年)国勢調査地域メッシュ統計

(6) タクシーの現状

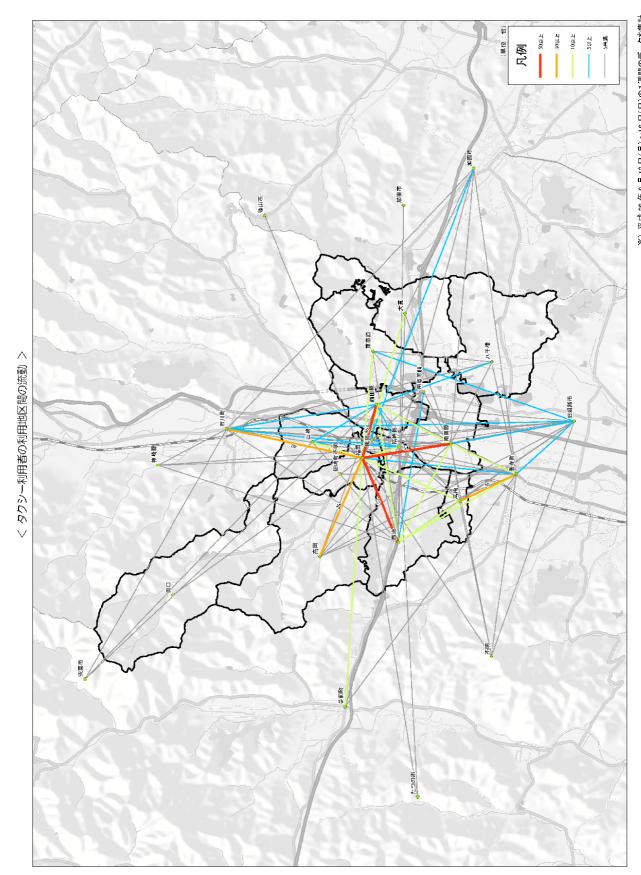
- ・福崎町には、神崎交通が管理している神崎交通タクシーが運行しており、福崎町内すべてで 利用可能である。
- ・神崎交通タクシーの年度別運賃収入額の推移を見ると、香寺タクシーとの合併があった平成 19年(2007年)の約7,025万円/年から年々減少傾向にあり、平成25年(2013年) では約5,298万円/年まで減少していたが、溝口タクシーとの合併後の平成26年(2014年)には約5,807万円/年まで増加しており、平成28年(2016年)では約5,490万円/年となっている。
- ・平成26年度から平成28年度の月別の運賃収入を見ると、12月や8月、3月などで運賃収入が多くなっている。



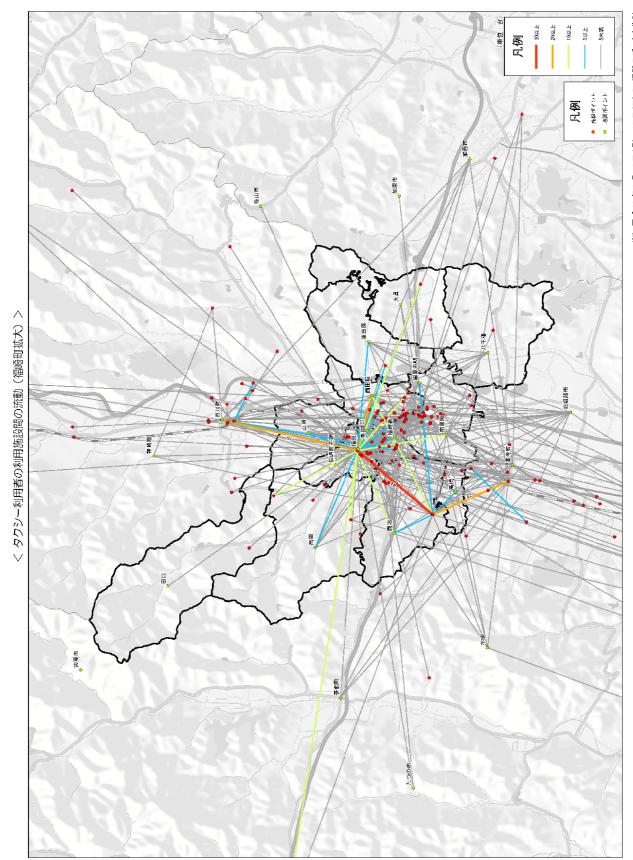
< タクシーの運賃収入額の推移(年度別)>



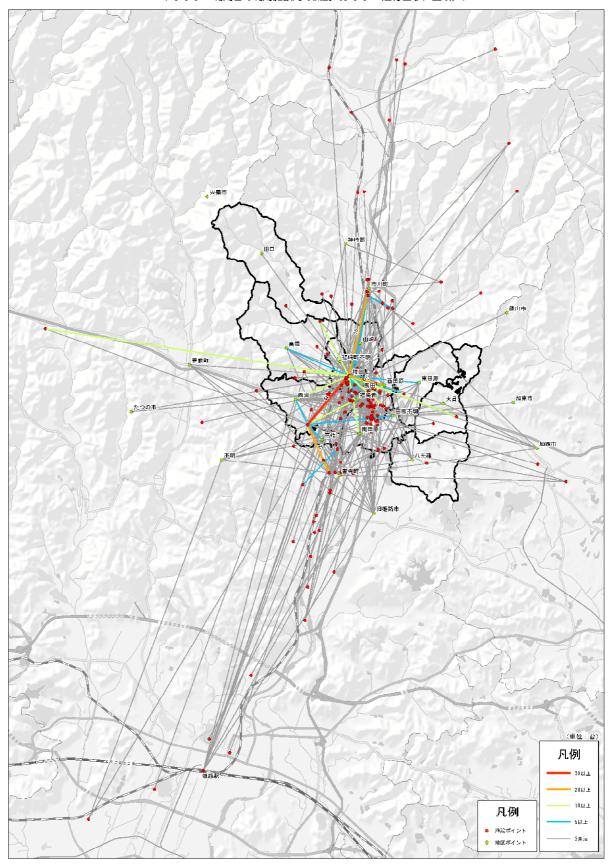




※) 平成 28 年 9 月 12 日 (月) ~18 日 (日) の1 週間のデータを集計 出典) 神崎交通所管データ



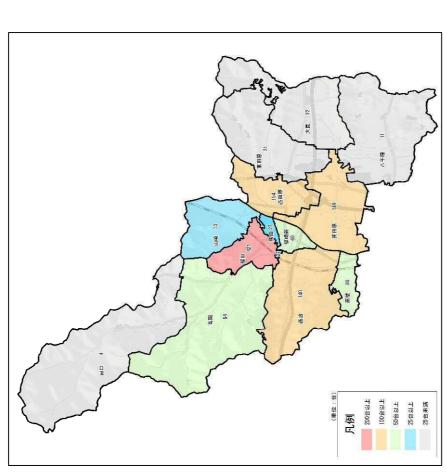
※) 平成 28 年 9 月 12日(月)~18 日(日)の1週間のデータを集計 出典) 神崎交通所管データ



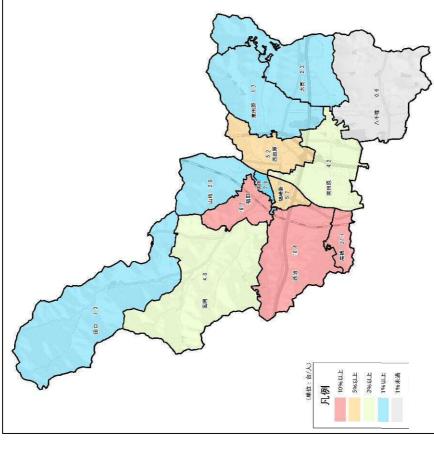
※)平成 28 年 9 月 12 日(月)~18 日(日)の1週間のデータを集計 出典)神崎交通所管データ



< タクシー利用者の利用地区別人口あたりのタクシー利用量 >



※) 平成28年9月12日(月)~18日(日)の1週間のデータを集計出典) 神崎交通所管データ



※) タケシー利用量は、平成 28 年 9 月 12 日(月) ~18 日(日) の1週間のタケシーデータを、各地区の人口(平成 28 年 6 月現在)で除すことで算出出典)タケシー利用量: 神崎交通所管データ人口: 住民基本台帳

(7) 高齢者等の移動に対する福祉施策の状況

・外出支援サービス事業の利用状況は、近年の対象者の減少等により、平成 25 年 (2013 年) から減少傾向にあり、平成 28 年 (2016 年) では、36 人に対して約 300 万円の補助を行っている。

< 外出支援サービス事業の利用状況 >



出典)健康福祉課所管データ

< 外出支援サービスの概要 >

○事業の対象者

町内に居住し、住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている者で、次の各号に定める者とする。なお、特別養護老人ホームや養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等の入所者は対象者としない。

- ① おおむね65歳以上の高齢者で、独居又は家族が運転できず、公共交通機関の利用が困難と認められる者
- ② おおむね65歳以上の高齢者で、車いす又はストレッチャー等を使用しており、自家用車での送迎が困難と認められる者
- ③ 介護予防教室の参加者
- ④ その他町長が特に必要と認める者

○事業内容

- ① 医療機関への通院、入退院時の移送
- ② 地域支援事業による介護予防教室への送迎
- ③ その他町長が特に必要と認める場合

〇対象距離

福崎町役場から直線距離で15km圏内の医療機関

〇制限回数

片道 20 回(往復 10 回)

〇個人負担金

利用料金の1割

〇利用金額制限

なし

〇利用方法

原則1週間前までに福崎町役場に申し込み

〇運行車両

身体の要件により普通のタクシーから福祉タクシーまであり

その他にも、重度の障がいを持っている方がタクシーを利用する場合や、同居の家族が車で送迎される場合、自ら運転される場合などにタクシー券や車両維持経費を助成する「重度障がい者(児)福祉車両等助成制度」がある。

(8) 道路交通の現状

① 自動車普通免許保有者数および自動車保有台数の推移

- ・福崎警察署管内の自動車運転免許保有者数は、平成 18年(2006年)以降減少傾向にあり、 平成27年(2015年)では約3万700人となっている。
- ・自動車保有台数は、平成 22 年(2010年)以降減少傾向にあったが、平成 27 年(2015年)では約1万5千900台となっており、前年から比較すると若干の増加がみられる。

< 自動車普通免許保有者数及び自動車保有台数の推移(福崎警察署管内)>

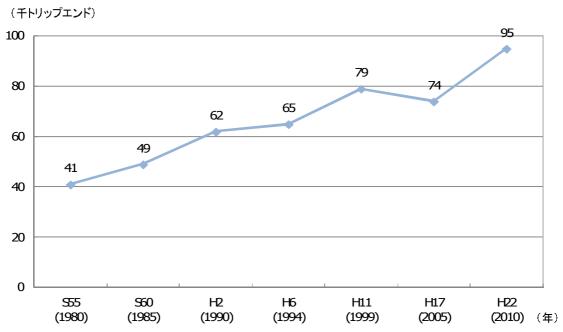


※)乗用車、貨物車、小型特殊自動車、軽自動車の合計 出典)交通年鑑

② 自動車交通量の推移

・福崎町の自動車発生集中量は、昭和55年(1980年)以降年々増加しており、平成22年(2010年)では9万5千トリップエンドまで増加している。

< 自動車発生集中交通量の推移 >



※)トリップエンドとは、ある地点からある地点へ移動する単位を「トリップ」といい、1つの トリップの出発地と到着地をそれぞれ「トリップエンド」という。

出典) 平成 22 年道路交通センサス(自動車起終点調査)

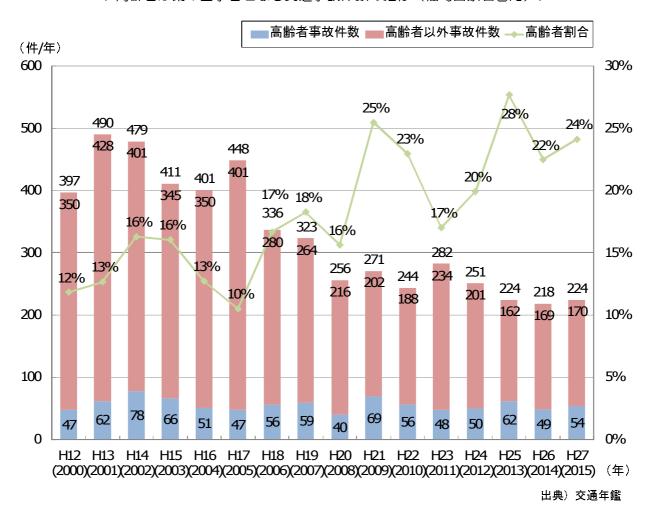
○自動車起終点調査とは

→昭和 3 年度以降国土交通省が全国的な規模で実施している調査であり、自動車検査登録ファイルより抽出した車両(約2%)を対象に、自動車のオーナーに対して出発地や到着地、目的地などを郵送配布等により調査を実施

③ 自動車交通事故の状況

・福崎警察署管内での交通事故の件数は、平成 13年(2001年)の490件/年以降減少傾向にあるものの、高齢者が第1当事者(主に加害者)となる交通事故の件数は平成12年(2000年)の47件/年から比較すると、平成27年(2015年)では54件/年となっており、若干の増加傾向が見られる。

< 高齢者が第1当事者となる交通事故件数の推移(福崎警察署管内)>



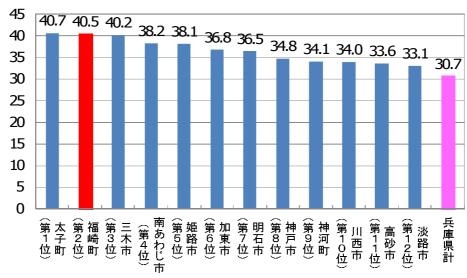
4 自転車交通事故の状況

- ・自転車交通事故件数は平成 22 年(2010年)以降減少し続けていたが、平成 26 年(2014年)には前年と比較して 10 件増加しているものの、平成 27 年(2015年)では若干件数が減少している。
- ・自転車利用量当たりの自転車関連事故件数を兵庫県下の市町別に整理すると、福崎町は平成27年(2015年)時点でワースト2位(40.5件/万人)であり、兵庫県全体の平均(30.7件/万人)と比較して、高くなっている状況である。

< 自転車交通事故件数の推移 >



く 自転車利用量当たりの自転車関連事故件数(県下ワースト 10)> (件/万人)

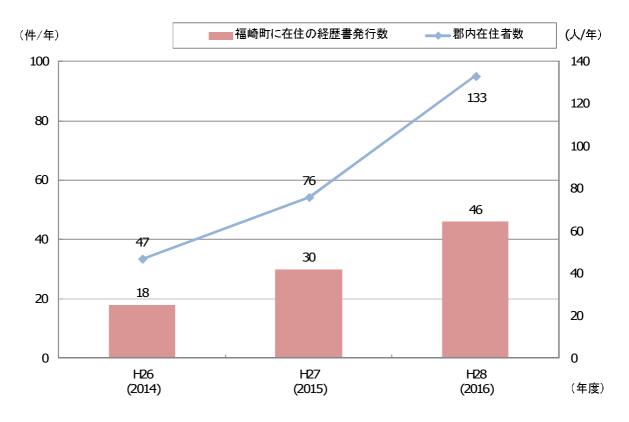


- ※1) 平成 27 年のデータを示す
- ※2) 自転車利用量は平日の生成量により個別交通手段「自転車」で集計
- 出典) 自転車利用量: 平成 22 年近畿圏パーソントリップ調査 事故件数: 交通年鑑

⑤ 運転免許自主返納者の状況

・運転免許自主返納者数は、郡内と福崎町在住者ともに平成 26 年(2014 年)から平成 28 年(2016 年)にかけて増加傾向となっている。

< 運転免許自主返納者数の推移 >



出典) 福崎警察署所管データ

3. 福崎町における移動状況

(1) 外出率

■ パーソントリップ調査とは

- ・福崎町を含めた全体的な移動状況を把握するために「平成 22 年近畿圏パーソントリップ調査」のデータを集計し、整理を行った。
- ・以下は「パーソントリップ調査」の概要を示している。

< パーソントリップ調査の概要 >

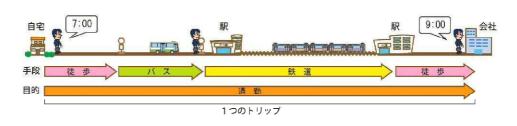
経済・社会の営みは、「人」がいて初めて成り立つものであり、また、その「人」は、 都市や農村に住み、「移動」し活動しています。この「人(Person)の動き(Trip)」 から都市を分析していくのが、パーソントリップ調査(以下、PT調査)です。

これまで昭和45年の第1回調査以降10年ごとに、京阪神都市圏において調査を実施しています。

パーソントリップ調査とは、「いつ」「どこから」「どこまで」「どのような人が」「どのような目的で」「どのような交通手段を利用して」動いたのかを調査し、人の1日のすべての動きをとらえるものです。

ある目的による、出発地から目的地までの移動を1トリップと数え、そのトリップの詳細を調査します。

これにより、鉄道や自動車、徒歩といった交通手段の利用割合や、トリップ数などを求めることができます。



< 平成 22 年近畿圏パーソントリップ調査(第5回)の概要 >

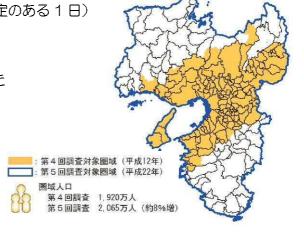
1. 調査時期

平成 22 年 10 月中旬~ 11 月(特定のある 1 日)

- 2. 調査方法
 - ・郵送配布、郵送+Web 回収
 - ・調査票配布者以外の方を対象にした Web 調査も実施
- 3. 調查対象範囲

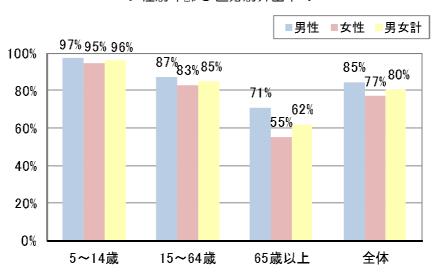
2府4県全域を対象

- 4. 目標サンプル数
 - ・約70万サンプル (目標有効サンプル率35%)

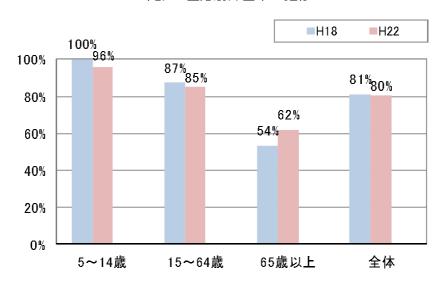


- ・福崎町の外出率を年齢3区分別にみると、5~14歳は男女計で96%、15~64歳は男女計で85%と高い外出率であるのに対して、65歳以上では男女計で62%と低くなっており、特に65歳以上の女性は55%で、男性の71%より16%も低い値となっている。
- ・平成 18年と比較すると、64歳以下では減少傾向にあるが、65歳以上では、平成 18年の 54%から8%多くなっている。

< 性別年齢3区分別外出率 >



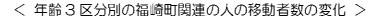
< 年齢3区分別外出率の推移 >

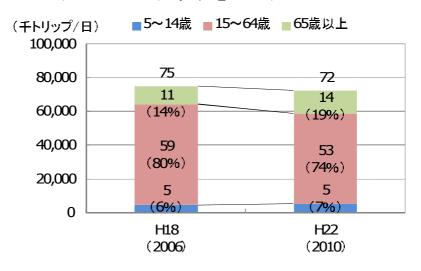


出典) H18: 平成 18 年播磨都市圏パーソントリップ調査 H22: 平成 22 年近畿圏パーソントリップ調査

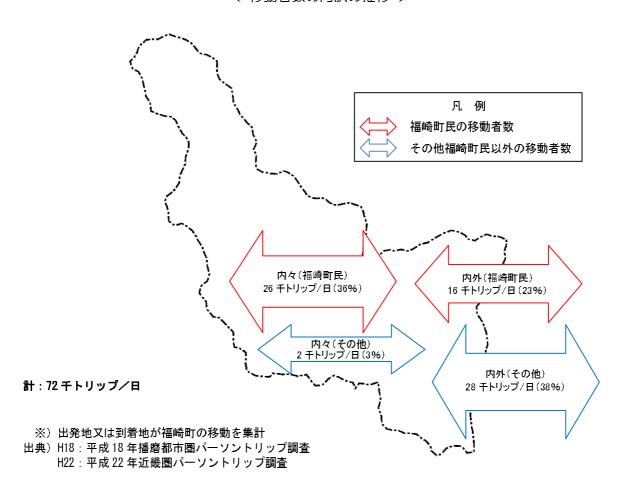
(2) 福崎町関連の人の移動状況

・平成 18 年から平成 22 年の福崎町関連の人の移動者数を年齢 3 区分別にみると、15~64歳は減少しており、65歳以上は約 1 万 1 千トリップ/日から約 1 万 4 千トリップ/日と約 1.3 倍に増加している。





< 移動者数の内訳の推移 >



(3) 福崎町民の出発地または到着地

■ 町民アンケート調査の概要

- ・第3節からは、福崎町民のより詳細な人の動きを把握するために、平成22年に実施された「町民アンケート調査」のデータを集計し、整理を行った。
- ・以下は、「町民アンケート調査」の概要を示している。

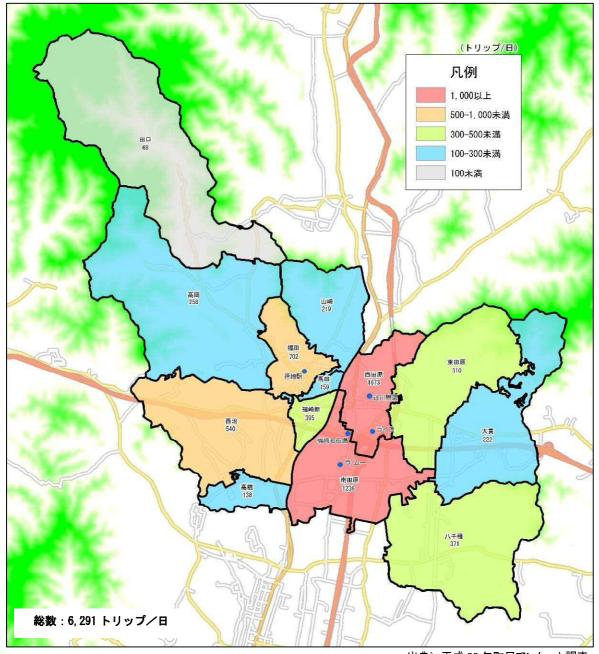
< 町民アンケート調査の概要 >

配布日		平成 22 年 9 月 16 日		
回答期限日		平成 22 年 9 月 30 日		
配布・回収状況	方 法	自治会による配布・回収		
	配布数	6, 029 世帯		
	回収数	4, 246 世帯		
	回収率	70%		
回答人数		10,610人(1世帯あたり約2.5人)		

- ※1) 福崎町の年齢別人口に拡大することによって、福崎町民アンケートデータとした
- ※2) 調査対象者は15歳以上の福崎町民としている

・福崎町内に出発地または到着地を持つ人の移動状況を地区別でみると、辻川界隈(もちむぎのやかたや辻川山公園等)やライフなどがある西田原地区や、福崎町役場がある南田原地区が 1,000 トリップ/日以上と多くなっている。一方で、町の北西にある田口地区では 100 トリップ/日以下と少なくなっている。

< 福崎町内に出発地または到着地を持つ人の移動状況 >

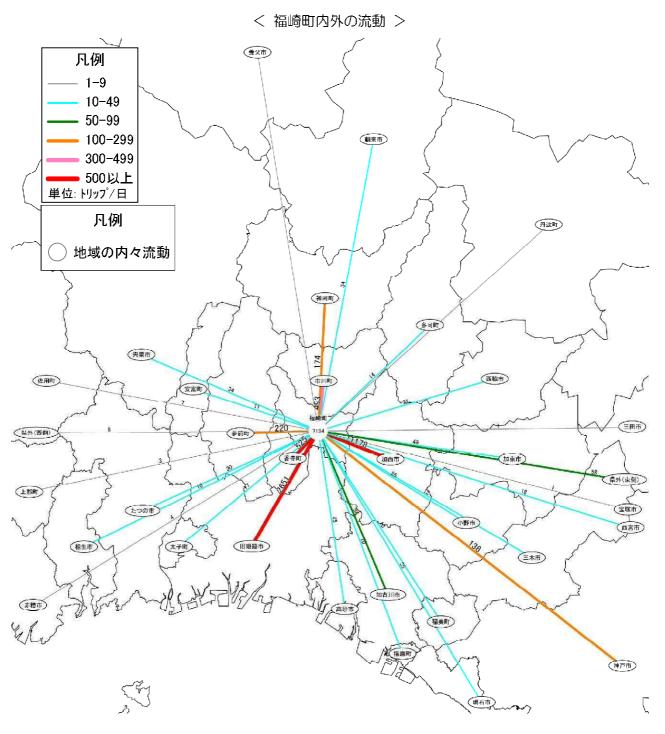


出典) 平成 22 年町民アンケート調査

(4) 福崎町民の流動

① 福崎町内外の流動

・福崎町内外の流動において、最も流動量が多いのは旧姫路市で 2,651 トリップ/日、次いで加西市が 1,178 トリップ/日となっている。そのほかに香寺町、市川町、夢前町、神河町などの流動も多くなっている。



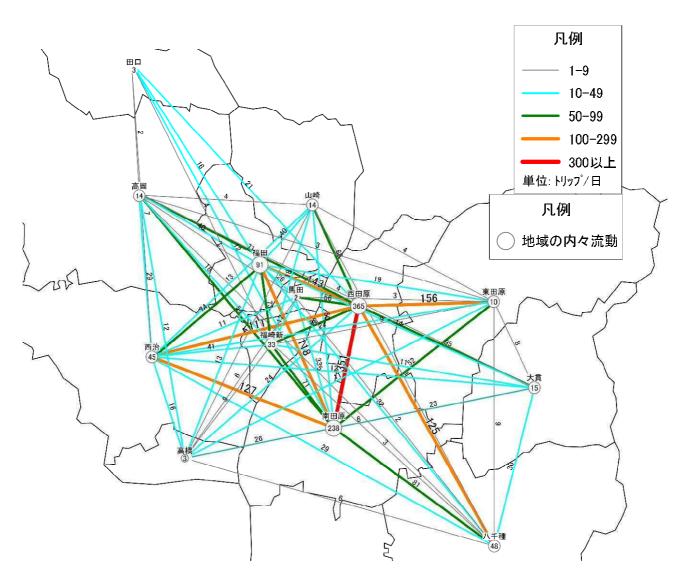
※) 総数 14,018 トリップ/日の内、13,074 トリップ/日[93%]を示す (行先不明 930 トリップ/日)

出典) 平成 22 年町民アンケート調査

② 福崎町内の流動

・福崎町内の流動において、西田原・南田原地区に関連した流動が多く、特に、東田原地区、 福田地区、西治地区、八千種地区との流動が多くなっている。

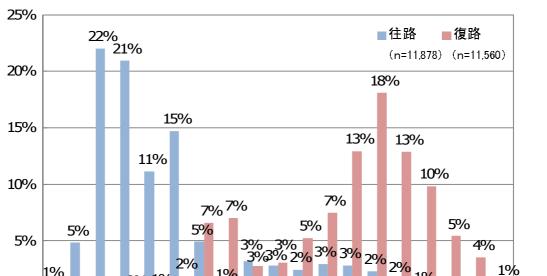
< 福崎町内の流動 >



- ※) 町内総数 7,145 トリップ/日の内、3,589 トリップ/日[50%]を示す (行先福崎町不明 3,556 トリップ/日) 出典) 平成 22 年町民アンケート調査

(5) 福崎町民の移動時間帯

- ・往路の移動時間帯は、7時台~8時台の通勤・通学時間帯に移動が多くなっている。
- ・復路の移動時間帯は、17時台~19時台の帰宅時間帯に移動が多くなっている。



< 往復別移動時間帯 >

出典) 平成22年町民アンケート調査

10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (時)

1%

^{1%} 0% 0% 0%

(6) 福崎町民の移動目的

0%

0% 0% 0% 0% 1%

7

・移動目的を見ると、全ての地区において通勤や買物目的での移動が多くなっている。

2%

1%

■通勤 ■通学 ■買物 ■通院 ■その他自由目的 (トリップ/日) 南田原 44% 6% 31% 4% 15% 2.389 西田原 43% 5% 33% 4% 15% 1,910 東田原 40% 8% 34% 4% 14% 923 大貫 40% 8% 32% 5% 15% 690 八千種 43% 4% 15% 8% 30% 1,405 福崎新 39% 5% 35% 5% 16% 761 馬田 40% 9% 32% 4% 15% 714 山崎 41% 5% 34% 5% 15% 825 福田 40% 9% 32% **3**% 16% 1,829 田口 35% 3% 29% **6**% 17% 208 高岡 40% 8% 32% 6% 14% 785 西治 44% 31% 5% 4% 16% 956 高橋 34% 33% 21% 5% 187 合計 32% 42% 7% **4% 15%** 13,583 0% 20% 60% 80% 40% 100%

< 地区別移動目的 >

※1) 2つ目の移動も含め、回答があったデータを集計

※2) 不明 435トリップ/日除く

(7) 福崎町民の利用交通手段

・利用交通手段を見ると、自分で車を運転して移動する方が最も多く、約7割~8割を占めている。また、福崎駅のある福田地区では、鉄道の利用割合も比較的多くなっている。

< 地区別利用交通手段 >

■鉄道	■サルビア号	■バス ■クルマ		■タクシー	■バイク	■自転車	■徒歩
		(運転)	(送迎)		_	w (FI)	ップ/日)
南田原	6%0%0 %	77%			6% 1%% 2,380		
西田原	6%0%0 %	73%			6%2	%9%3%	1,920
東田原	7%0%0 %	76%			4%	2%0%1%	903
大貫	7%1 <mark>%</mark> 1%	74%			8%	0%	688
八千種	6%0%1 %	76%			8%	0% 61% 6% %	1,410
福崎新	7%0%4%	69%			8%1	9 % 5%	740
馬田	9%1%0%	70%			6% 1	% 4%	713
山崎	8%0%	75%			5%	3%%1%	805
福田	14%0%%	66%			7%	1978/04%	1,796
田口	11%2%0%	73%				0% /6%	
高岡	6%1 <mark>%</mark> 1%	74%			6%	% 3% 7%1 % 2%%2%	773
西治	7%1<mark>%</mark>0 %	74%			7%	2%/8%2%	959
高橋	7%2 <mark>%</mark> 0%	73%			6%	2%%1%	198
合計	8%0%0%	73%			6% 1%%2% 13,491		
C)% 20	0% 40%	60	0%	80%	100%	, o

※1) 2つ目の移動も含め、回答があったデータを集計

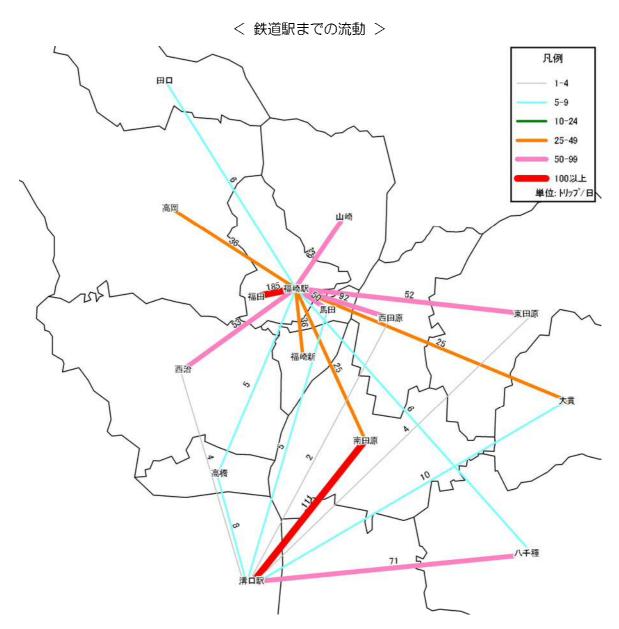
※2) 不明 527トリップ/日除く

出典) 平成 22 年町民アンケート調査

(8) 福崎町民の鉄道駅までの移動状況

① 鉄道駅までの流動

- ・JR 播但線福崎駅乗降者は、福田地区や西田原地区から福崎駅への流動が多くなっている。
- ・JR 播但線溝口駅乗降者は、南田原地区や八千種地区から溝口駅への流動が多くなっている。

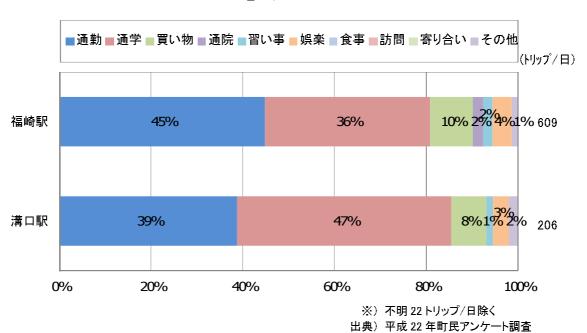


出典) 平成 22 年町民アンケート調査

② 鉄道を利用する目的

・JR播但線福崎駅及び溝口駅乗降者の鉄道を利用する目的を見ると、福崎駅・溝口駅ともに、 通勤・通学での利用が多く、全体の約8割~9割を占めている。

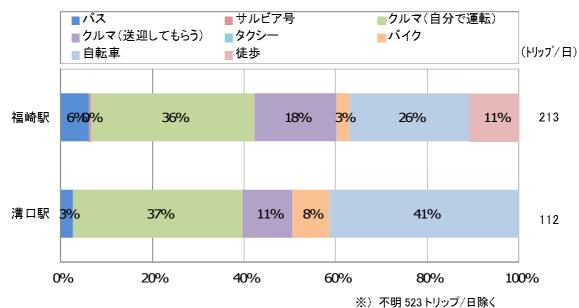
< 鉄道を利用する目的 >



③ 鉄道駅までの主な移動手段

- ・JR播但線福崎駅乗降者の主な移動手段を見ると、自分で車を運転する方や自転車利用の方が多くなっている。
- ・JR播但線溝口駅乗降者の主な移動手段を見ると、自転車利用の方や自分で車を運転する方が多くなっている。

< 鉄道駅までの主な移動手段 >



出典)平成22年町民アンケート調査